

緊急避難・ロックダウン方針

テルフォード日本人補習授業校

2018年12月1日 制定

緊急時には、テルフォード日本人補習授業校のスタッフは、生徒の安全を確保するためにあらゆる適切な措置を講じるよう努めます。この指針に記載されている手順は、すべての生徒、スタッフ、訪問者の安全を確保しながら、学習環境の混乱を最小限に抑えることを目的としています。

1 定義

- 1.1 この方針における「スタッフ」とは、講師、校長、事務員、運営委員、および見回り当番を指します。
- 1.2 「生徒」とは、テルフォード日本人補習授業校の幼稚部、小学部、中学部に在籍する園児、児童、生徒全体を指します。
- 1.3 「緊急避難」とは、生徒、保護者、スタッフおよび訪問者を校舎から整然と退去することを指します。これは、建物内の火災またはその他の事故の発生時に発動されます。
- 1.4 「ロックダウン」とは、外部のドアや窓をロックし、生徒、保護者、スタッフおよび訪問者を安全な場所に保護することを指します。これはセキュリティ上の脅威が発見された際に発動されます。

2 緊急避難手順

- 2.1 緊急避難手順の発動を知らせる合図は、校舎に備えられた火災警報アラームです。
- 2.2 学校で火事が発生した場合、次のことがスタッフの責任となります。
 - 最も近い警報スイッチを使用してアラームを発する
 - 校舎から速やかに避難する
 - すべての生徒/訪問者が建物外にいることを確認する
- 2.3 全てのスタッフは、最も近い緊急避難経路と緊急避難手順を把握していなければなりません。
- 2.4 緊急避難時の集合場所は、校舎裏手のグラウンド、階段を登った広場になります。
- 2.5 講師
 - 火災警報が聞こえたら、講師は生徒を最も近い緊急避難経路から集合場所に連れて行きます。
 - 集合場所で、講師は生徒をクラス別に集め、生徒の出席簿と照合し、直ちに校長に状況を伝えます。
- 2.6 生徒
 - 近くの先生または大人の指示に従って、すぐに建物から出ないといけません。
 - 持ち物を取りに立ち止まったりしてはいけません。
 - 押したり、走ったり、話したり、戻ったり、火に近づいたりしてはいけません。

- 集合場所では、自分のクラスのグループに並んで、先生の言うことを聞きます。
- 2.7 見回り当番
- 見回り当番は入門者記録（保護者/訪問者どちらも）を持って、直ちに集合場所に避難します。
 - 集合場所で、見回り当番は入門者記録と実際の人数とを照合し、直ちにその状況を校長に通知します。
- 2.8 保護者/訪問者
- すべての保護者と訪問者は、すぐに避難して集合場所へ向かわなければいけません。
 - 集合場所では、入門者記録と実際の人数との照合確認に協力しなければいけません。
- 2.9 事務員/運営委員
- 緊急避難訓練の場合を除き、事務員は緊急通報番号 999 をダイヤルして消防に直ちに通報します。
 - 事務員は生徒出席簿を持って、直ちに集合場所に避難します。
 - 火災時に事務員がいない場合は、運営委員長または副委員長が上の責任を負います。
 - 運営委員は、緊急避難経路上に障害物がないことを確認し、必要に応じて生徒と講師の避難を支援します。
 - 運営委員は、ホールや通路に生徒が残っていないことを確認した後、集合場所へ避難します。
- 2.10 校長
- 校長は、すぐに集合場所に移動し、避難状況を監視します。
 - 校長は、全クラスの生徒と保護者/訪問者の人員確認が完了したことを確認します。
 - 消防によって安全性が確認されると、校長は安全宣言を行います。
- 2.11 ケアテイカー
- ケアテイカーは、教室、ホール、トイレを目視でチェックし、誰も残っていないことを確認した後、校長に報告します。
- 2.12 照合の結果、不足している生徒や保護者/訪問者が特定された場合、スタッフは安全が確保できる限りにおいて直ちに捜索を行います。
- 2.13 緊急避難中に建物に戻ることはできません。ただし、校長や消防当局によって「安全宣言」が出された場合を除きます。
- 2.14 スタッフは、個別緊急避難計画（PEEP）がある生徒を把握し、それに応じて行動します。
- 2.15 すべての緊急避難は、緊急避難記録を用いて記録します。

3 個別緊急避難計画 (PEEP)

- 3.1 生徒が障害（骨折など）を持ち、緊急避難するのに助けを必要とする場合、PEEPが準備されます。
- 3.2 PEEPには以下の内容を明記します：
- 個別の緊急避難手順やルート
 - 必要な支援や器具等

- 3.3 PEEPはすべてのスタッフ間で共有し、ケアテイカーを通じてテルフォードパークスクールにコピーを提出します。
- 3.4 健康状態の変化や緊急避難手順の変更あった場合、適宜PEEPの見直しと改訂を行います。
- 3.5 PEEPは、付録Aのフォーマットで作成します。

4 ロックダウン手順

- 4.1 ロックダウン手順は以下のとき、または以下に限らず差し迫った脅威が認められたときに発動されます。
 - 学校の敷地内に侵入者が発見されたとき
 - 学校の敷地付近に危険な犬や他の動物がうろついているのが発見されたとき。
- 4.2 ロックダウンの発動を知らせる合図は、ポータブルアラームベルの連続音です。
- 4.3 差し迫った脅威が発現した場合、次のことがスタッフの責任となります。
 - ポータブルアラームベルを使用してアラームを発生させます
 - すべての生徒、保護者/訪問者を最寄りの教室または安全な場所に連れて行き、ドアをロックして安全を確保します。
 - すべての生徒、保護者/訪問者が安全を確保していることを確認します。
- 4.4 講師
 - 講師は、生徒たちに教室に留まらせ、教室の外にいる人をできるだけ早く最寄りの教室に入室するよう指示します。
 - 生徒が教室の中に退避した後、教室のドアをロックします。
 - 教室の外に生徒、保護者/訪問者がいれば、彼らや他の人が危険にさらされない限り、すぐに入室させます。
 - 窓やドアから見えないように、床、机の下または壁沿いに座るよう生徒に指示します。
 - 照明や電子モニターなど光を発して目立つものを消灯します。
- 4.5 生徒
 - 建てものの中にいるときにアラームを聞いた場合は、すぐに近くの教室に入らないといけません。
 - 外にいるときにアラームを聞いた場合は、見回り当番（近くの大人）の言うことを聞かないといけません。
 - 教室に入ったら、静かにして先生の言うことを聞かないといけません。
- 4.6 見回り当番
 - 授業時間中ロックダウンが発動された場合、見回り当番は、保護者や訪問者に対し、2階の待合室または最寄りの教室に退避するよう指示します。
 - 休憩時間にロックダウンが発動された場合、見回り当番は直ちに状況を確認し、生徒の安全が確保される場合に限り、校舎に戻って最寄りの教室に戻るよう指示します。
 - 校舎に戻ると生徒の安全が確保できないと判断した場合、より目に付き難い場所に隠れるよう指示します。
- 4.7 保護者/訪問者

- 全ての保護者と訪問者は、身の安全を確認しつつ、直ちに2階の待合室または教室に向かわなければいけません。
- 2階に移動することが安全でないと判断した場合、校舎から退避し、より目に付き難い場所に隠れなければいけません。

4.8 事務員/運営委員

- ロックダウン訓練の場合を除き、事務員は緊急通報番号 999 をダイヤルして警察に直ちに通報します。
- ロックダウン発動時に事務員が不在の場合は、運営委員長または副委員長が上の責任を負います。
- 運営委員は、ホール、廊下、または脅威対象の近くに生徒が残っていないことを確認します。

4.9 校長

- 警察によって安全性が確認されると、校長は安全宣言を行います。

4.10 ケアテイカー

ケアテイカーは、ホール、廊下、トイレを目視でチェックし、誰も残っていないことを確認します。

5 訓練

- 5.1 テルフォード日本人補習授業校は、生徒やスタッフが手順を十分に理解し、効果的に実践できるようにするために、少なくとも年に1回の緊急避難訓練を実施します。
- 5.2 避難に要した時間を測定し、緊急避難記録に記録します。
- 5.3 緊急避難訓練で何らかの問題点が見つかった場合は、緊急避難記録に記録し、テルフォードパークスクールに報告します。
- 5.4 ロックダウン手順を効果的に実践できるようにするために、少なくとも年に1回のロックダウン訓練を実施します。

6 保護者への連絡

- 6.1 テルフォード日本人補習授業校の緊急避難およびロックダウン手順に情報は、父母総会や学校のウェブサイトを通じて定期的に共有します。
- 6.2 緊急事態が発生した場合は、実務上可能な限り速やかに保護者に知らせます。

7 見直しと改訂

- 7.1 テルフォード日本人補習授業校は必要に応じて本ポリシーを見直し、改訂を行います。
- 7.2 大きな改定があった場合は、テルフォードパークスクールへ変更内容を通知します。

Personal Emergency Evacuation Plan (PEEP)

付録A

名前 Name:		学年 Year group:	
緊急避難開始の認識方法 AWARENESS OF PROCEDURE			
<input type="checkbox"/> Existing fire alarm system <input type="checkbox"/> Other (_____)			
個別緊急避難手順 (アラーム発動からの詳細の手順) PERSONALISED EVACUATION PROCEDURE (A step by step account beginning with the alarm).			
1			
2			
3			
必要な支援方法 (ガイダンスの方法、移動手段など) METHODS OF ASSISTANCE (e.g. Methods of guidance, transfer procedures etc)			
緊急時支援をする者 The following have been designated to give assistance			
名前 Name			
名前 Name			
必要な器具等 (コミュニケーションの手段や非難椅子の使用など) EQUIPMENT REQUIRED (including means of communication, use of evac-chairs etc)			
その他 ADDITIONAL INFORMATION			
レビュー REVIEW			
校長署名 Signed by Headmaster		日付 Date	
本人/保護者署名 Signed by Individual/Career		日付 Date	